

令和6年度 社会福祉法人栗東市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

経済停滞・物価高騰はロシアのウクライナへの侵攻などに起因し依然として継続しているものの、新型コロナが令和5年5月に5類へ引き下げられた後、社会の動きが活発となり、ようやく経済活動がまわりつつあった中、令和6年の幕開けとともに能登半島を震源とする最大震度7、マグニチュード7.6という非常に大きな地震が発生しました。

能登半島地震は大きな揺れを起因として家屋倒壊、津波、火災、土地の隆起、液状化現象などにより甚大な被害が発生し、多くの命が失われ、人々の暮らしに多大な影響をもたらしました。

地震後、全国の社会福祉協議会から災害ボランティアの支援に入っていますが、復興には相当な期間が掛かるとみられます。災害対応として災害ボランティアセンターの在り方や個別支援などについて本会としても改めて考えていく必要があると実感しています。

また、新型コロナ感染症の国内での発生から4年が経過し、全国で多くの世帯が特例貸付を利用されました。本会においては令和4年9月末までに2,572世帯、延べ9億8,600万円の特例貸付を行い、令和5年1月より償還が順次始まっています。しかし依然とした物価高騰は住民の暮らしを直撃し、貸付をもっても生活状況が改善しないケースも多くみられます。償還免除や猶予に関する相談が寄せられる他、貸付後の状況が不明な(償還等に関して反応が無い)世帯については、滋賀県社会福祉協議会(以下「県社協」という)のフォローアップ事業として、まず県社協から電話や訪問でコンタクトを取り状況確認、それを受けて本会(各市町社協)が相談(返済、返済免除、猶予申請等)の対応を行っています。この取り組みは長期にわたり、10年間継続の予定です。

お互いに支えあう「地域共生社会」づくりが今まさに必要とされている状況であるといえ、令和6年度より行政とともに本格的に取り組む「重層的支援体制整備事業」はまさに地域共生社会づくりの本丸と言えるものです。特にひきこもり者や子ども、生活困窮者等への継続した包括的な支援について、本会の「第3次栗東市地域福祉活動計画」と、行政の「第4期栗東市地域福祉計画」に基づき、住民の皆様の参画と協働により様々な事業に取り組みます。

(以下、新規事業、重点事業については※印を記載)

2. 重点目標

(1)※ 第3次地域福祉活動計画の推進(地域福祉活動の推進)

※ 令和5年度から5年間を期間とする第3次栗東市地域福祉活動計画の推進を行います。

計画の推進(地域福祉の実践)については、行政の第4期栗東市地域福祉計画と連携・協働しながら行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を地域福祉の主体者として住民や団体、組織の参加と協働により、事業や活動を展開します。

住民等の自発的な取り組みを活発化させるため、ボランティア市民活動センターの運営を通じて、よりよい地域づくりに努めるとともに、特に介護支援活動「栗東市いきいき活動ポイント事業」により地域福祉の推進とともに支援が必要な高齢者等への対応を図ります。

また、地域福祉推進にあたり、各老人福祉センター(やすらぎの家、ゆうあいの家、なごやかセンター)を学区単位の有効な拠点として位置づけ、地域福祉活動センターとしての機能を十分発揮した取り組みを実施します。

(2)※ 地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備事業、生活支援体制整備事業の推進

重層的支援体制整備事業を通じて、ひきこもり者への支援事業、相談、講演、居場所づくり等の推進と孤立をさせない地域づくりを進めます。

また、地域の高齢者を中心とした支え合い活動などの体制整備の推進役として、第2層である各中学校区を生活支援コーディネーター(「地域ささえあい推進員」)が担当を持ち、地域主体の取り組みの支援を進めます。事業推進にあたっては地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、地域の活動者の活動支援、活動者同士が交流できる機会づくり、活動者が必要な情報等の収集・整理・発信を行います。

(3)※ 生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者自立支援として生活福祉資金等に関する相談や家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、生活困窮者就労準備事業の実施により、生活困窮者支援や就労支援を行い、生活課題へのトータルサポート的な取り組みを行います。

※ 令和5年1月よりコロナ特例貸付の償還が開始され、貸付後の償還に関する反応が無い世帯(生活状況が不明の世帯)に対して、生活状況を確認し、償還、償還免除、償還猶予などの相談等にあたります(フォローアップ事業)。

※ 栗東ロータリークラブ・栗東ライオンズクラブ・栗東青年会議所をはじめとする各団体や個人のサポートによる「一般社団法人栗東生活支援協議会」について、引き続き取り組みを行います。

(4)介護予防関連事業の実施

高齢化の進行に伴い、介護予防の取り組みが重要性を増しています。各老人福祉センターにおいて、利用者の体力増進や介護予防を目的として、生活指導員や健康運動指導士による介護予防に役立つ事業、あるいは、ひだまりの家において隣保館デイサービス事業を積極的に展開します。

また、地域福祉担当職員とともに、老人福祉センター職員が地域福祉活動推進員として、地域のふれあいサロンや、ふれあい出前講座などを通じて住民の集う場へ出向く他、老人福祉センタ

一においても介護予防の重要性を啓発して実践につながる支援をします。

※ ひきこもりがちな高齢者について、短時間利用により老人福祉センターで過ごしていただき、その後の利用定着を目指す取り組み(ショートタイム事業)を実施します。

(5)介護保険事業・障がい福祉サービス事業・地域支援事業等の実施

老人福祉センター等を拠点として、介護保険事業等(居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護事業、身体障がい者・児デイサービス事業、特定相談支援事業等)を実施します。特に、高齢者や障がい者とその家族の日常生活の心配ごとに対応し、各種サービスを有効に利用してもらうようにするなど、身近なところで気軽に相談できる体制を目指します。また、要支援の方が対象となる地域支援事業についても引き続き通所介護事業及び訪問介護事業により対応します。

※ なお、介護保険事業についてはコロナ禍や家族・利用者の施設系サービスへの志向の変化により令和2年度から同事業の収入面に影響が出ています。また、令和6年度の介護報酬改定により訪問介護事業については報酬額の引き下げが行われます。様々な動向に注視しながら、運営を行います。

※ 居宅介護支援事業所については、介護保険事業における職員の退職等により人員の配置の見直しによりこれまでの3名体制から2名体制とします。

3. 具体的推進事業

(1)会務の運営

- 理事会・評議員会・監事会・正副会長会(管理者会議)等の定期開催
- 人事管理、労務管理及び職員の業務ストレス軽減対応(ストレスチェックの実施)
- 職員研修の開催及び他機関開催の研修会への参加(一般研修・専門研修、人権・同和問題研修等、人材の育成)
- 第三者委員会の開催、第三者委員による福祉サービスに関する相談・苦情受付

(2)住民啓発・情報提供の推進

- 地域福祉活動をはじめ、社会福祉に関する情報を提供し、福祉のまちづくりに寄与します。
- 広報紙やホームページ(※ブログやLINE等、ソーシャルメディアの積極的活用)、各事業所等からの「たより」による福祉情報の発信
 - ふれあい出前講座の実施
 - 「ボランティアまつり」の開催
 - 「第52回栗東市社会福祉大会」の開催

(3)地域福祉活動の推進

※ 第3次栗東市地域福祉活動計画(令和5年度～9年度)に基づき、地域福祉の推進に

努める。

※○地域共生社会の実現に向け、生活支援体制整備事業の実施(第2層、各中学校区における生活支援コーディネーター(本会では「地域ささえあい推進員」の名称で活動)の取り組み。

「地域ささえあい推進員」(2人体制で3中学校区を担当)により、地域包括支援センター、地域のサロンや関係機関等と連携・協働をしながら地域福祉の推進に努めます。

※○地域に出向き、住民主体の福祉活動や地域ニーズ、社会資源の把握、情報提供

※○市民、地域の福祉関係団体、専門機関等、関係者間の情報共有

※○コロナ禍後における地域福祉活動推進の支援と情報発信

※○「withコロナの地域活動」の紹介ならびに、地域での展開支援。

◆生活支援コーディネーター(「地域ささえあい推進員」)

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者。

※○ひきこもりに関する啓発や取組(重層的支援体制整備事業、居場所づくりの推進と孤立をさせない地域づくり)

- ・ひきこもり、ヤングケアラー等に関する正しい理解の為の啓発。
- ・同じ悩みや思いを持つ人同士が繋がれる場づくりと、情報共有。これを基にしたアウトリーチによる実態把握、相談支援に繋げる。
- ・子どもの居場所(フリースペース)づくり推進として、当会の運営する子どもの学習・生活支援事業や学童保育事業、老人福祉センター事業との連携を図りつつ、不登校の子どもの居場所づくり、子ども食堂交流会の開催を進めていく。

○コミュニティソーシャルワーカーによる活動

◆コミュニティソーシャルワーカー

地域福祉のための専門職の一つで、略称CSW。地域福祉コーディネーターともいいます。地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案します。

○小地域における地域づくり、「ふれあいきいきサロン活動」等の相談・支援、地域懇談会等の実施(地域福祉課題の把握)

※○退職シニア向け講座(「おやし塾」)受講者の活動機会の創設と組織化

- サロン交流会の開催
- ふれあい出前講座の実施(再掲)
- 介護支援活動「栗東市いきいき活動ポイント事業」の実施
- 「つながろう つなげよう」の視点から各学区地域振興協議会と協力した担い手や仕組みづくりに関する研修会や地域活動に向けた協議への職員の参画と事業等開催に対する「地域福祉活動支援助成事業」の実施
- ボランティア市民活動センター事業との連携
- 小・中学校等における福祉体験学習の支援
- 防災訓練、職員研修
- 車椅子貸出事業
- ふれあいサロンへのレクリエーション用具の貸出
- 各組織の事務局的役割
 - ・栗東市民生委員児童委員協議会連合会
 - ・栗東市介護者の会
 - ・栗東市心身障がい児・者レクリエーションスポーツ大会
 - ・栗東地区障がい者事業所連絡協議会
 - ・滋賀県共同募金会栗東市共同募金委員会
- 子ども食堂等への関わり
 - 市内の子ども食堂の支援及び同事業関連会議・交流会の支援を行う。

(4) ボランティア市民活動センターの運営

地域やまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における自主的・社会的活動の普及および育成並びに市内などにおけるボランティア・市民活動の推進と支援を図ります。

- ボランティア活動・市民活動に関する各事業の実施、ボランティアの育成と活動支援
 - 相談・登録・調整・紹介事業（コーディネート）、啓発事業、人材育成事業、交流の場の提供事業、活動団体支援、ボランティア活動保険等加入事務
 - ※○高齢者(独居・高齢者世帯)の生活面の支援にかかるボランティアの育成、研修(生活上のちょっとした困りごと(ゴミ出し等)に対応するボランティアの育成(研修の実施))
 - ※○市民や災害ボランティアに向けた防災に関する講座の開催、養成と登録推進
 - 介護支援活動「栗東市いきいき活動ポイント事業」の実施(再掲)
 - ※○ボランティア間の交流会開催による新たなボランティアグループの創設、所属グループの活性化。
 - ※○ボランティア同士で「ちょっと集う場」情報交換会の開催

- ・ボランティア同士でちょっと話せる場の設定やボランティア活動を楽しみ続けられるようボランティアコーディネーターによる情報提供、助言。
- 小・中学校等における福祉体験学習の支援(再掲)
- 「ボランティアまつり」の開催(再掲)

(5)生活困窮者自立支援事業への取り組み

- 家計改善支援事業
- 子どもの学習・生活支援事業(中学生・高校生を対象とした「べんきょう会」・居場所づくり、市内2カ所で実施)
- 生活福祉資金・緊急つなぎ資金の相談
 - ◆緊急つなぎ資金貸付事業…市内在住及び住民登録をしている低所得世帯で、生活維持のための緊急且つ一時的に貸付を行うことにより自立が望める方が貸付対象。

※○コロナ特例貸付者への今後の支援、相談対応(フォローアップ支援)(滋賀県社協からの委託部分含む。再掲)

・令和2年3月末～令和4年9月末の間、本会では令和4年9月末までに2,572世帯、延べ9億8,600万円の貸付を行いました。これを通して、潜在化していた課題(特に非正規雇用の方の労働や雇用状況の脆さ)、外国籍の方の悩み、ひきこもり(8050問題等)、子どもに関する悩み等)、様々な年代や本会とこれまでつながりのなかった方々の課題が見えてくることもあり、生活に困窮されている方がいかに多いということが浮き彫りとなり、今後の支援の在り方を考えるきっかけとなりました。

※ 同貸付は令和4年9月末をもって終了し、令和5年1月より順次償還が開始となっていますが、同貸付をもって生活状況が改善せず、償還が困難なケースについて、償還免除や今後の生活にかかる相談支援、包括的な支援体制構築の一端を担うべく、県社協、行政等とともに、特例貸付利用者に対するフォローアップ支援を行います(再掲)。

- 各家庭で使いきれない、食べきれない消費期限に余裕のある食品を寄附いただく「フードドライブ」、生活困窮などの状況にある方へ食品を無料で提供する「フードパントリー」、緊急食糧等提供事業の取り組み(善意銀行や「生活支援協議会」等、協力物資の活用)。
- 栗東ロータリークラブや関係機関との協働による「一般社団法人栗東生活支援協議会」において、生活困窮者自立支援の取り組み。(「栗東市未来をつなぐ市民活動応援事業団体」として登録)

(6)相談機能の充実・強化

住民が直面している各種相談・生活課題に適宜応えていくために、相談体制の充実・強化を図ります。

- 総合相談事業(法律相談・司法書士相談・税金相談・行政書士相談・ひきこもりに関する相談)
- 家計改善支援事業の実施(再掲)
- 生活福祉資金貸付の相談
- ※ ○コロナ特例資金貸付償還、今後の生活面等に関する相談(フォローアップ事業)(再掲)
- 本会緊急つなぎ資金貸付事業の相談(再掲)

(7)地域福祉権利擁護事業の実施

軽度の認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある方で判断能力に不安がある場合に、福祉サービスの利用手続きや、利用料の支払い、日常的な金銭管理等の援助を行います。また、成年後見制度の啓発・周知を必要な方が適切に利用できるよう支援します。

(8)介護予防事業の実施

自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業を実施します。

- 老人福祉センターでの健康・予防指導および介護予防指導
- ひだまりの家における隣保館デイサービス事業

(9)介護保険事業・障がい者支援事業・地域支援事業等の実施

学区単位での効率的・効果的な介護サービスを一体的に提供するために、通所介護事業等を老人福祉センターに拠点をおいて実施します。

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業

※・コロナ禍であったことから利用控えの他、利用者の高齢化、家族の意識の変化等に伴い、住み慣れた自宅や地域での介護から、施設やサービス付き高齢者住宅等への入所を前提においた介護が増えつつあります。

利用意向が回復するまで、当面の間、通所介護事業の一日あたりの利用定員及び介護職員数(常勤換算数)の見直しを行います。

- 居宅介護事業
- 同行援護事業
- 身体障がい者(児)デイサービス事業(令和6年度より指定管理更新)
- 特定相談支援事業
- 要支援の方を対象に地域支援事業として、訪問介護事業及び通所介護事業での対応。

また、通所介護事業において総合事業利用者が利用限度日数を超えての利用について介護保険外サービスとして対応(全額自己負担)。

(10)老人福祉センターの運営管理(やすらぎの家・ゆうあいの家・なごやかセンターを指定管理により運営、令和6年度～10年度)

老人福祉センターを拠点として、住みなれた地域での生活を維持するために、地域福祉充実の一環として事業を展開します。

○指定管理に基づく運営

○地域福祉活動推進員としての活動

・老人福祉センター運営業務に支障がない範囲で社協各部署や関係機関と連携しながら、出前講座(軽体操、レクリエーション、介護予防教室など)を行い、地域の福祉活動の支援、地域の課題・ニーズの収集を行い、地域との連携を図る。

○各老人福祉センターにおいて利用者会議の開催(事業等についての意見や評価)

○世代間交流事業の実施

○巡回バスの運行

○啓発・利用の促進

・広報やホームページ(ブログの活用)、各団体への呼び掛けと啓発チラシの配布。

○地域福祉活動の推進

※ ○児童館、近隣幼児園・保育園、学童保育、ボランティアなど、コロナ禍により連携が取りにくくなった団体との連携の強化(交流事業等)。

※ ○地域に出向き、地域活動への協力を行いながら地域福祉活動の活性化に協力するとともに地域住民の方々への老人福祉センターの啓発及び利用促進を行う。

※ ○令和6年度からの指定管理申請に基づく事業推進。

※ ○前期高齢者を対象とした介護予防などの事業の取り組み

※ ○ひきこもりがちな高齢者について、短時間利用により老人福祉センターを体験利用いただき、その後の利用定着を目指す取り組み(ショートタイム事業)を老人福祉センターゆうあいの家で実施。

(11)学童保育所事業(指定管理により運営、令和4年度～8年度)

放課後に保護者の養育が受けられない小学生児童に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成に努めます。

○指定管理者制度による学童保育所10カ所の運営管理

○子どもに関わる指導員の資質向上のため、学習会や研修会の実施

(12)活動財源の確保

○社協会員への加入依頼、一般会費・賛助会費・サポート会費の協力依頼と住民啓発

○善意銀行事業

○つながり銀行…善意銀行において、当会事業で活用しきれない量の食糧や大型物品の寄付を、市内福祉団体に情報提供して、善意を無駄にすることなく活用することを目的とした事業。

※ ○経費の削減、財政分析・管理、予算執行状況の検証、中長期財政等経営に関する検討

(13)その他、地域福祉を推進するための活動

○共同募金運動の推進(栗東市共同募金委員会として共同募金・歳末たすけあい募金運動への取り組み、各募金を財源とした地域福祉活動の支援)

○共同募金委員会募金運動検討委員会・審査委員会の開催

(14)災害関連

※能登半島地震災害に伴い近畿ブロック社協として、現地災害ボランティアセンター(石川県七尾市社協)への職員派遣対応(県社協・各市町社協から輪番で派遣)。